

株式会社芝田化工設計 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「法」という)」第八条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定します。

1. 計画期間

- ・2026年4月1日～2030年3月31日

2. 法第八条第三項に基づく女性の職業生活における活躍に関する状況把握の結果

- ・2025年度現在の管理職に占める女性労働者の割合 … 3.7%

3. 計画内容

<目標>

- ・管理職に占める女性労働者の割合を10%以上にする

<取組内容および実施時期>

- ・2026年4月～ 管理職であっても育児・介護と仕事の両立を支援するために育児・介護休業の取得を促進し、会議時間の短縮などで長時間労働の是正を図る
- ・2026年4月～ 既存の女性管理職を、女性社員の相談役とするメンター制度を導入する